

## 三鷹市創業支援&コワーキングプレイス M-PORT コワーキング会員規約

株式会社まちづくり三鷹（以下「当社」という。）は、「三鷹市創業支援&コワーキングプレイス M-PORT」（以下「本施設」という。）において提供するコワーキング会員向けサービス（以下「本サービス」という。）についてコワーキング会員規約（以下「本規約」という。）を定めます。

（目的）

第1条 本規約は、適正な本サービスの提供及び安全な利用環境を確保することを目的としています。

（会員）

第2条 本サービスの利用を希望する者（以下「入会希望者」という。）は、本規約に同意のうえ、当社が定める方法により申し込むものとします。

2 前項に基づく申し込みに対し、当社がヒアリング等の確認を行い、入会を承諾した者をコワーキング会員（以下「会員」という。）とします。

3 会員は、会員として有するすべての権利を第三者に貸与及び譲渡することはできません。

4 本サービスの申し込みについては、当社が定める定員に達した場合、申し込みをお断りすることがあります。

（会費等）

第3条 当社が定める会費等は別表1のとおりとします。

2 会員は、会費等を現金またはクレジットカードその他当社が指定する方法により当社が定める期限までに支払うものとします。

（入会拒否事由）

第4条 当社は、入会希望者が次の各号のいずれかに該当する場合には、入会を拒否することができるものとします。

(1) 入会希望者が過去に本規約に違反したことその他の事由により、本サービスにおける利用停止、強制解約その他の処分を受けたことがある場合

(2) 本サービスを利用するために当社に提供した情報の全部または一部につき虚偽の記載、誤記、記載漏れ等があった場合

(3) 入会希望者が未成年者、成年被後見人、被保佐人または被補助人の場合において、親権者、成年後見人、保佐人または補助人の同意等が得られていない場合

(4) 本規約に違反するおそれがある場合

(5) 入会希望者が本規約第17条第1項各号に違反した場合または過去に違反していた場合

(6) 入会希望者が支払手段として指定した方法について、有効な認証がなされない場合

(7) 前各号のほか、当社が入会を認めることが不適當であると判断した場合

（会員情報の変更）

第5条 会員は、入会時に提出した連絡先その他の事項に変更があった場合、当社が別途定める方法により、当社に対して変更内容を速やかに提出しなければなりません。

(オプション利用)

第6条 会員は、当社が設置するメールボックス、ロッカー等のオプションを別表2の料金にて利用することができます。

2 会員は、オプションを当社が定める所定の方法により、申し込むことができます。

3 オプションの利用にあたっては、別途オプションごとに定める利用規約に準じるものとします。

(遅延損害金)

第7条 会員が当社に対する金銭債務の支払いを遅滞した場合、当該会員は、当社に対し、支払期日の翌日から支払済みに至るまで、年 14.6%の割合による遅延損害金を支払うものとします。

(本サービスの利用期間)

第8条 会員の本サービスの利用期間は、本規約第9条に基づく本サービスの停止、第10条に基づく本サービスの廃止または第11条に基づく会員からの届出があるまで継続されます。

(本サービスの停止)

第9条 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、会員に事前に通知することなく、本サービスの全部または一部を停止することができるものとします。

(1) 地震、火災、水災、天変地異または事故その他の原因により施設運営が停止した場合

(2) 本サービスと連携している外部事業者が提供するサービス等に、サービス提供の中断、連携の停止、仕様変更または停止等のトラブルが生じた場合

(3) 前各号のほか、その他当社が本サービスの停止が必要であると合理的に判断した場合

(本サービスの変更または廃止)

第10条 当社は、当社が必要と判断する場合には、本サービスの全部または一部を変更または廃止することができるものとします。

2 本サービスの全部または一部を廃止する場合、当社は廃止日の2か月前までに会員に通知するものとします。

3 前項の規定にかかわらず、当社の予期しない事由または火災、停電、天変地異若しくは重大な法令等の改廃等により、本サービスを廃止する場合において、前項による通知が困難な場合、当社は可能な限り速やかに会員に対して通知を行うものとします。

(退会)

第11条 会員が退会を希望する場合は、退会希望月の前月末日までに、当社が定める届出書を提出することにより、退会希望月の末日をもって退会することとします。

2 会費等の未納がある場合は、これを直ちに完納するものとします。

(禁止事項)

第 12 条 会員は、本施設内で以下の行為を行ってはなりません。以下の行為が判明した場合、理由の如何にかかわらず、当社は当該会員を退会させることができます。

- (1) 他の会員の迷惑となる行為（騒音、大声、強い臭いを発する物の持ち込み等）
  - (2) 本施設内での喫煙、火気の使用
  - (3) 他の会員または第三者を無断で撮影・録音する行為
  - (4) 他の会員または第三者の個人情報や機密情報を不正に取得、利用、公開する行為
  - (5) 宗教、政治、またはマルチ商法に関する勧誘活動
  - (6) 反社会的勢力が関係する一切の事業、または関係を有する方の利用
  - (7) 本サービスの利用範囲外の施設エリアへの立ち入り、または無断利用
  - (8) 本施設の設備・什器・備品等を破損または汚損する行為
  - (9) 公序良俗に反すると当社が判断する行為
  - (10) その他当社が不相当と認めた行為
- (解除)

第 13 条 当社は、会員が次の各号のいずれかに該当する場合、当該会員の承諾を得ることなく、本サービスの全部または一部の利用を解除することができるものとします。

- (1) 会員が本規約に違反した場合
- (2) 会員が未成年者、成年被後見人、被保佐人または被補助人のいずれかであるにもかかわらず、親権者、成年後見人、保佐人または補助人の同意等を得ずに会員となった場合
- (3) 会員の利用権を譲渡・転貸をした場合
- (4) 会員が本施設を損傷・汚損するおそれがある場合
- (5) 会員が本規約第 17 条第 1 項各号に違反した場合または過去に違反していた場合
- (6) 公序良俗に反するまたは法律に違反するおそれがあると当社が判断した場合
- (7) 会員が利用料金の滞納がある場合
- (8) 会員が当社に名誉棄損や誹謗中傷、または脅迫や暴力行為など損害を与えた場合。
- (9) 会員が本サービスを利用するために当社に提供した情報の全部または一部につき虚偽の記載、誤記、記載漏れ等があった場合
- (10) 会員から破産、会社整理開始、会社更生手続開始もしくは民事再生手続開始の申立てがあった場合
- (11) 会員の資格が喪失した場合
- (12) 前各号のほか、利用停止等の措置が必要であると当社が合理的に判断した場合

2 前項の規定に基づく解除の場合、解除日は、当社が当該会員を解除することを決定した日とします。

(免責事項)

第 14 条 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、当社は故意または重過失を除き、その責任を負わないものとします。

- (1) 会員の過失による所有物の紛失や盗難があった場合
- (2) 地震、火災、水災、天変地異または事故や本施設の故障等当社の責めに帰すこと

のできない事由の場合

(3) 会員または第三者の故意または過失により生じた損害の場合

(4) 本施設の造作及び設備等の維持保全のために行う保守点検、修理等に起因する場合

(損害賠償責任)

第 15 条 本施設において、会員が故意または過失により他の会員または第三者や当社に損害を与えた場合、当該会員はその損害を賠償するものとします。

2 会員は、本サービスに起因または関連して、当社の責めに帰すべき事由により損害を被った場合、当社に対して損害賠償を請求することができるものとします。ただし、当社に故意または重過失がある場合を除き、当社が会員に対して負担する損害賠償責任の範囲は、通常損害に限定されるものとし、当社は逸失利益その他特別の事情によって発生した損害について、責任を負わないものとします。

3 本サービスに起因または関連して当社が損害賠償責任を負う場合であっても、当社に故意または重過失がある場合を除き、当社が会員に対して負担する損害賠償の責任の上限額は、会員が当社に対して支払った利用料金の合計額とします。ただし、当該上限の適用が社会通念上著しく不当と認められる場合は、この限りではありません。

(個人情報の取扱い)

第 16 条 当社は、個人情報の取扱いについて、個人情報の保護に関する法律その他関連法令を遵守するとともに、当社が別途定める個人情報保護方針に基づき、善良なる管理者の注意をもって、適切に取扱うものとします。

(反社会的勢力の排除)

第 17 条 会員は、暴力団、暴力団関係企業、総会屋もしくはこれらに準ずる者またはその構成員（以下これらを「反社会的勢力」という。）に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを相互に確約するものとします。

(1) 反社会的勢力に自己の名義を利用させること

(2) 反社会的勢力が経営を実質的に支配していると認められる関係を有すること

2 前項の一つにでも違反することが判明したときは、何らの催告を要せず、当該会員の本サービスの利用を解除することとします。

3 本条の規定により本サービスの利用を解除した場合には、解除された者は、解除により生じる損害について、当社及びその相手方に対し一切の請求を行わないものとします。

(規約の変更)

第 18 条 当社は、本規約の全部または一部を変更することができます。本規約を変更する場合は、変更する旨及び変更後の規約の内容並びに効力の発生日について会員へ周知します。

(規約の順守)

第 19 条 会員は、本規約及び当社の定める諸規則を厳守し、当社の指示に従うものとし

ます。

(規約外事項)

第 20 条 本規約に定めのない事項は、当社の判断により、適宜対応するものとします。

(合意管轄等)

第 21 条 本規約の準拠法は日本法とし、本規約に関する一切の紛争について訴訟の必要が生じた場合、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

付則

本規約は 2025 年 8 月 1 日から施行します。

付則

本規約は、2025 年 10 月 21 日から施行します。

別表1（第3条関係）

会員区分	利用時間	月額会費（税込）
フルタイム	平日 午前8時30分～午後9時00分 土曜日 午前9時00分～午後6時00分	10,230円
ウィークデー	平日 午前8時30分～午後9時00分	8,910円
イブニング・サタデー	平日 午後5時00分～午後9時00分 土曜日 午前9時00分～午後6時00分	4,510円
入会金 ※入会時のみ		2,200円

別表2（第6条関係）

オプション名	月額料金（税込）
ロッカー	1,650円
メールボックス（ポスト）	3,300円